

## 第2次琴浦町男女共同参画プラン実施計画に基づくH26年度の具体的取組

### ■基本テーマ1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

#### ●重点目標1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

##### 施策の方向(1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・審議会や委員会等への女性の登用促進 (男女の登用率を均衡にする)	・別紙各委員会について、町条例に基づき、男女登用率が均衡(男女片方の性の比率が40%を下回らない)となるように努める。	各種委員会等委員	各課	25～29	9月	(町民生活課) 子ども・子育て会議設置。女性登用率60% (健康対策課) 健康づくり推進委員会。女性登用率43.8% (社会教育課) 公民館運営協議会委員委嘱者推薦時依頼通知に男女共同参画推進条例を明示、男女登用率が均衡となるよう、働きかけを行った。		各種委員会・審議会委員選任時に男女登用率が均衡となるよう努めていく。
		・委員選任方法改善検討の推進	各種委員会等委員	各課	25～29	3月	(社会教育課) 公民館運営協議会委員委嘱者推薦時依頼通知に男女共同参画推進条例を明示、男女登用率が均衡となるよう、働きかけを行った。		男女共同参画行政推進会議にて検討する。
②	・男女共同参画リーダーの養成促進	・県等主催男女共同参画関係研修事業広報及び候補者派遣	男女共同参画 リーダー候補者	社会教育課	25～29	通年	町男女共同参画推進会議会員等に県などが主催する研修会等を案内し、参加推進を図った。	通年	町男女共同参画推進会議会員等に県などが主催する研修会等を案内し、参加推進を図る。

施策の方向(2) 地域の様々な分野における男女共同参画の促進(自治会、PTA等)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・自治会等への女性役員登用の啓発	・区長会での男女共同参画の啓発	各区長	総務課	25～29	11月	各区長あてに、女性役員を積極的に登用し自治会における男女共同参画を推進してもらうよう、依頼文書を送付した。	11月	各区長あてに、女性役員を積極的に登用し自治会における男女共同参画を推進してもらうよう依頼文書を送付する。
		・女性消防団加入促進及び自主防災組織への女性の登用啓発	町民	総務課	25～29		未実施	秋頃	町で実施予定の防災訓練に体験入団という形で女性消防団と一緒に炊き出し等の後方支援活動や住宅火災警報器の普及啓発に取り組んでもらう。
		・自治会組織の実態調査	各区長	総務課 企画情報課 社会教育課	25～29	11月～1月	各区長に平成26年部落役員報告書の提出を依頼した際、部落の運営にかかわる方のうち女性の占める人数についても報告を依頼し、女性登用状況を調査した。(女性役員割合: 25.1%)	11月～1月  6～8月	(総務課) 各区長に次年度部落役員報告書の提出を依頼する際、部落の運営にかかわる方のうち女性の占める人数についても報告を依頼する (総務課) (企画情報課) 新部落役員の報告をまとめ、女性登用状況を調査する。 (社会教育課) 調査方法検討会の開催及び調査方法検討。

施策の方向(3) 女性のエンパワーメントの促進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・能力開発講座等の開催と情報の提供	・講座開催等の情報提供	町民	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 鳥取県主催の講演会情報提供を行った。 (社会教育課) 県母子会など各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行った。	通年	(商工観光課) 鳥取県主催の講演会情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシの公共施設への配架などを行う。

●重点目標2 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、学習機会の充実

施策の方向(1) 全町的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女共同参画に関する相談窓口の設置	・企画情報課を窓口とし、相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応	町民	企画情報課	25～29	通年	相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応した。	通年	相談内容に応じて関係課・庁外機関と連携して対応する。
②	・男女共同参画フォーラム開催の支援	・男女共同参画推進会議のフォーラム開催を支援する。	町民	社会教育課	25～29	11月8日	第9回琴浦町男女共同参画フォーラムの開催を支援した。 テーマ:あなたの一歩、私の一歩、そして何かが変わる! ? 内容:兵庫県加古郡播磨町長 清水ひろ子さんによる講演と、清水さんをコーディネーターに迎えての町民参加シンポジウム 参加者:87名	7月	第10回琴浦町男女共同参画フォーラムの開催を支援する。
③	・プランの普及・促進	・各種広報手段でのプランPR(男女共同参画についての認知度100%を目指す)	町民	社会教育課	25～29	11月8日 他	プランダイジェスト配布及び広報ことうら記事において、プラン目標数値を紹介、PRを行った。	通年	ダイジェスト配布等によりPRを行う。
		・平成25年度にプランダイジェストを作成、適期配布を行う(講演会等機会を捉えて)	町民	企画情報課 社会教育課	25～29	H25.10月 11月8日 他	(企画情報課) プランダイジェスト版を作成した。 (社会教育課) 男女共同参画フォーラム等の講演機会に第2次男女共同参画プランダイジェスト版を配布した。	随時 通年	各種講演等の機会にダイジェスト配布を行う。
④	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画週間(毎年6月23～29日)をPR	町民	社会教育課	25～29	6月等	広報ことうら6月号に特集記事を掲載、ホームページ掲載等の週間PRを行った。	6月	広報ことうら6月号に週間PR記事を掲載、またホームページ等での広報を行う。
⑤	・男女共同参画に関する情報提供	・男女共同参画人材の情報提供	町民	社会教育課	25～29	通年	よりん彩ネット登録人材の情報提供を行った。(地区公民館での講演会としての人材活用も行った。)	通年	よりん彩ネット登録人材の情報提供、町内人材の情報提供を相談に応じて行う。
		・人権図書コーナーの充実	町民	社会教育課	25～29	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行った。	通年	男女共同参画に関する図書購入・資料整備を行う。
		・広報等で各種研修機会等の情報提供	町民	社会教育課 人権・同和教育課	25～29	通年 5月	(社会教育課) 町報、各公共機関でのチラシ配架等により情報提供を行った。 (人権・同和教育課) 赤碕文化センターだより、音声告知により解放教育講座について情報提供	通年 6月 9月	(社会教育課) 町報、各公共機関でのチラシ配架等により情報提供を行う。 (人権・同和教育課) 東伯文化センターだより、音声告知により同和問題懇談会について情報提供

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女共同参画社会実現に関する講演会の開催	・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	5～7月	地区公民館と連携し、町内5会場で講演会を開催した。 参加人数:合計288名	6～8月	地区公民館と連携し、町内3会場で講演会を開催する。

●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進(新規)

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った行政施策の見直し(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識にとらわれない学校運営の推進	・PTA活動の充実	保護者	教育総務課	25～29	通年	PTA活動が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意した。	通年	学校行事、地域活動、PTA活動などが、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう、留意する。
		・職場内(校内)研修の充実	教職員	教育総務課	25～29	通年	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行については、随時職員会等で検討し見直しを行った。	通年	固定的な性別役割分担意識に基づく学校内の慣習・慣行について点検と見直しを行う。
②	・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・研修会の開催	保護者	社会教育課	25～29	年間	各小中学校・子育て支援センターと共催で計13回の家庭教育講座を開催した。	年間	各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守の呼びかけ及び関連内容開催推進を図る。
③	・男女共同参画に関する学習機会の充実	・教育・啓発活動の実施。	町民	人権・同和教育課	25～29	5月	赤碕文化センター解放教育講座で講演を開催した。 テーマ:「DVによる人権問題」	6月 9月	東伯文化センター同和問題懇談会でワークショップを開催する。 テーマ:「もっと知りたい、DVのこと」
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	5～7月	地区公民館と連携し、町内5会場で講演会を開催した。 参加人数:合計288名	6～8月	地区公民館と連携し、町内3会場で講演会を開催する。
		・各種フォーラム、研修、講演会等での託児サービスの充実	町民	各課	25～29	10～11月	(社会教育課) 男女共同参画フォーラム、女性のつどいなどで託児対応を設定した。 女性のつどい 10月19日 利用人数0人 男女共同参画フォーラム 11月8日 利用人数1人 (人権・同和教育課) 第9回差別をなくする町民のつどい 10月20日 利用人数 2人	通年	各種研修機会に必要なに応じて託児を設定する。
④	・男女共同参画プラン実施計画の見直し・検討	・本実施計画についての施策効果の検証・評価により計画の見直し、検討を行う。	町職員	各課	25～29	未実施	10～12月	オータムレビュー時期に施策効果の検証・評価を行い、進捗状況により次年度の計画について検討する。	

施策の方向(2) 子どもの頃から男女共同参画の視点を取り入れた学校教育等の学習や体験の実施(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・学校教育等における男女共同参画の視点を持った指導の充実	・インターネット、携帯等メディアとの接し方及びデートDVについての指導	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	通年	インターネット、スマートフォンなどメディアリテラシーに関する情報提供を行った。	通年	ケータイ・インターネット教育推進員による児童生徒、家庭への啓発を推進する。
		・図書室の情報コーナー設置	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	情報コーナーにチラシを置き、啓発を行った。	通年	情報コーナー等を活用し、男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動を推進する。
		・子ども相談機能の充実(スクールカウンセラー)	児童・生徒・保護者	教育総務課	25～29	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に対応した。	通年	各中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、児童、生徒、保護者等の相談に対応する。
		・人権・同和教育の充実	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	学校教育全体を通じて、互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進した。	通年	学校教育全体を通じて、互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進する。
		・学習場面、学校行事において男女が協力し合う教育活動の推進	児童・生徒	教育総務課	25～29	6月 9月	職場体験学習を実施することにより、生徒の性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成を図った。	6月	職場体験学習を実施し、生徒の性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成に努める。
②	・教育関係者の男女共同参画に関する意識の啓発	・教育関係者を対象とした研修機会設定	教育関係者	教育総務課 社会教育課	25～29	通年	(教育総務課) 県等が主催する研修会を紹介するなど、研修会への参加を促した。 (社会教育課) 社会教育関係者研修(対象:地区公民館主事、社会教育課職員)において、男女共同参画をテーマにした研修を行った。	通年	(教育総務課) 教職員の男女共同参画についての認識を高めるための研修会参加の機会を提供する。 (社会教育課) 各地区公民館と連携して行う男女共同参画研修への参加推進を行う。

■基本テーマ2 職場・家庭・地域において多様な生き方を選択できる社会の実現

●重点目標4 職場における男女平等の推進

施策の方向(1) 男女がともに能力が発揮できる職場づくり

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・女性の職域拡大と管理職への積極的登用の促進	・一般事業主行動計画作成推進啓発及び特定事業主行動計画遵守点検	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	通年	(商工観光課) 労働局作成パンフレット等の配布を行った。 (総務課) 実施なし	今年度中	(商工観光課) 労働局作成パンフレット等の配布を行う。 (総務課) 第2次特定事業主行動計画を策定する。
②	・賃金格差の解消に向けた啓発活動の推進	・広報等で啓発	町内事業所	商工観光課	25～29	通年	事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図った。	通年	事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図る。
③	・再就職に向けた支援活動の促進	・就労に関する研修会等の開催と広報などによる情報提供	町内事業所 再就職希望者	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 町内事業所の求人確保説明会を実施した。 (社会教育課) 県母子会など各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行った。	通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。
④	・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課 社会教育課 町民生活課	25～29		(商工観光課) 未実施 (社会教育課) 未実施 (町民生活課) 未実施	10月	町ホームページでの広報を行う。
⑤	・企業の管理職を対象とした男女共同参画研修の実施	・事業所内研修の開催推進	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29		(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行った。 (社会教育課) 未実施	6月	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。 (社会教育課) 事業所内研修開催推進依頼通知を町内一定規模以上の事業所に送付する。
⑥	・セクシュアル・ハラスメントの対策と相談窓口の設置	・セクシュアル・ハラスメント相談体制の整備と相談窓口の設置、並びに対策推進と相談窓口設置啓発	町内事業所	総務課 商工観光課	25～29	4月	(総務課) 職員向けに相談窓口の周知を図った。 (商工観光課) 事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図った。	4月、夏頃	(総務課) 職員向けに相談窓口の周知を図る (商工観光課) 事業所への通知や講演時にパンフレットを送付、等周知を図る。

施策の方向(2) 女性の能力開発促進のための支援

第2次NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みの推進	・女性のための資格や技術の習得支援と情報提供	町内事業所	商工観光課 社会教育課	25～29	通年	(商工観光課) 未実施 (社会教育課) 県母子会など各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行った。	通年	(商工観光課) 事業所への通知時に研修案内を送付、周知を図る。 (社会教育課) 各種機関が開催する講座チラシを公共施設等に配架してPRを行う。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規・再掲)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女雇用機会均等法等の周知	・広報等で周知	町内事業所	商工観光課	25～29	6月	人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行った。	6月	人権・同和対策雇用促進協議会研修で情報提供を行う。
②	・多様な働き方を可能とする制度等の啓発促進	・町内事業所の勤務制度にかかる条件整備促進、啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布した。 (総務課) 妊娠、出産、育児または介護と仕事を両立するための休暇制度を職員に周知した。また、業務の効率化と時間外労働時間削減を図るため、毎週水曜日を定時退庁日と定め、全職員に意識啓発を行った。	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布する。 (総務課) 昨年度に引き続き取り組む。
③	・「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	通年	(社会教育課) 公共施設にPRパンフレットを配架してPRした。 (商工観光課) 認定企業の取組みを紹介するパンフレットを配布した。	通年	認定企業の取組みを紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。
④	・「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の推進	・企業への普及推進	町内事業所	社会教育課 商工観光課	25～29	通年	(社会教育課) 公共施設にPRパンフレットを配架してPRした。 (商工観光課) 認定企業の取組みを紹介するパンフレットを配布した。	通年	認定企業の取組みを紹介するパンフレットを町内一定規模以上の事業所に送付、PRを行う。

●重点目標5 農林漁業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 農業、商工業等の関係団体・組織を対象とした男女共同参画意識の啓発活動の推進(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・性別による固定的な役割分担意識の解消	・広報・啓発の推進	農林漁業 商工自営業者	社会教育課 商工観光課 農林水産課	25～29	通年	(社会教育課) 未実施 (商工観光課) 未実施 (農林水産課) 農業の振興は経営主だけで行うものではないので認定農業者以外の女性を協議会の会員として加入をはかり一緒に活動を行っている。	通年	各種団体、事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布するなど男女共同参画プラン等についての情報提供を行う。

施策の方向(2) 方針決定過程への女性の参画の拡大

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・方針決定の場への女性の参画の促進	・認定農業者協議会・女性部会の活動支援	認定農業者	農林水産課	25～29	年6回	役員会への女性正副部長の参加	通年	役員会への女性正副部長の参加

施策の方向(3) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・女性の認定農業者の取得推進	・家族経営協定締結者に対し、再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。	家族経営協定締結者	農林水産課	25～29		未実施	通年	認定農業者再申請時に共同申請啓発情報提供を行う。
②	・就業環境の整備	・家族経営協定締結促進 ・家族経営協定連絡会支援(補助及び事務局) ・家族経営協定推進	農業者 商工業・漁業 林業自営業者	農業委員会事務局 商工観光課 農林水産課	25～29		(農林・農委) 未実施 (商工観光課) 未実施	通年	(農林・農委) 農業委員会と連携して推進する。 (商工観光課) 未実施

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・地域社会における性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す啓発活動の促進	・広報・啓発活動の促進	町民	人権・同和教育課 社会教育課	25～29		(人権・同和教育課) 未実施 (社会教育課) 未実施	— 通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。
②	・男性の育児休暇の取得の促進	・取得しやすい職場の環境整備啓発	町内事業所	商工観光課 総務課	25～29	通年	(商工観光課) 事業所への通知発送時に育児・介護休業法等のパンフレットを配布した。 (総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進めた。平成25年度、新規に育児時間を取得した男性職員:1名。	通年	(商工観光課) 新たに設置した育児休業促進奨励金支給事業の制度周知を行う。 (総務課) 制度を積極的に周知するとともに、取得しやすい環境整備を進める。
		・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発	保護者等	健康対策課	25～29	随時	母子健康手帳交付時に制度等の紹介を行った。(年間139件)	随時	・母子手帳交付時に育児休暇制度を啓発する。
③	・家事・子育て・介護等の講座の開催	・子育て講座等の開催	町民	社会教育課 町民生活課	25～29	年間 2月	(社会教育課) 各小中学校・子育て支援センターと共催で計13回の家庭教育講座を開催した。 (町民生活課) ペアレントトレーニングin逢東保育園開催 3回シリーズ17名参加	年間 6月～2月	(社会教育課) 各小中学校・子育て支援センターと共催で家庭教育講座を開催する。開催照会の際には、町男女共同参画推進条例及び男女共同参画関係講座例リストを提供し、条例遵守啓発と関連内容開催推進を図る。 (町民生活課) 保育園でのペアレントトレーニング開催 3回×4会場
		・介護研修の実施	町民	福祉課	25～29		未実施		実施に向けて検討する。

		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	通年  通年	(社会教育課) 7地区公民館にて、男性を主な対象とする料理教室を開催した。 (健康対策課) 指導者として食生活改善推進員を派遣した。	通年  通年	(社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。 (健康対策課) ・指導者として食生活改善推進員を派遣する。 ・保育園、小学生、中学生の父親を対象に男子キッチンを実施予定
--	--	--------------	----	----------------	-------	--------------	---	--------------	---

施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て介護の支援

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・職場中心の意識・ライフスタイルの見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについて広報等で啓発	町民	商工観光課 社会教育課	25～29		(商工観光課) 事業所への通知発送時にワーク・ライフ・バランスパンフレット等を配布した。 (社会教育課) 未実施	通年	(商工観光課) 人権・同和対策雇用促進協議会研修で企業の管理職向けに「ワークライフバランス」の講演会を開催する。 (社会教育課) 各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。
②	・ファミリーサポートセンターの充実	・ファミリーサポートセンターの会員登録の推進と、休日保育との連携をはかり、利用者の利便性を図る。	町民	町民生活課	25～29	通年	会員登録:162名 利用件数:50件	通年	ファミリーサポートセンターと子育て支援センター及び休日保育連携(遊びの広場の開催等) 会員交流会の開催。
③	・放課後児童クラブの充実	・放課後子ども教室事業との連携	児童・生徒	町民生活課	25～29	一	未実施	随時	指導員間で、参加児童の情報共有の機会を持つ
		・必要に応じ各小学校校区に児童クラブを設置	児童・生徒	町民生活課 人権・同和教育課	25～29	通年	関係機関と実施場所、受入人数等について協議した。	通年	関係機関と実施場所、受入人数等について協議する。
		・支援が必要な児童に対応するための指導員研修会への参加を促進する。	指導員	町民生活課 人権・同和教育課	25～29	6・8・9月	県主催の指導員研修に参加した。 参加人数:20名 町民生活課主催の保育士研修を開催した。 参加人数:6名	6・8・9月	県主催の指導員研修に参加する。 町民生活課主催の保育士研修を開催する。
④	・育児・介護を行う労働者に対する情報提供	・随時妊娠・出産・育児・介護に関する制度を紹介	町民	健康対策課 福祉課	25～29	随時	(健康対策課) 母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する制度等の紹介を行った。(年間139件) (福祉課) 介護保険申請時に制度説明。要望により部落への出前説明会を実施した。	随時	(健康対策課) 母子手帳交付時等随時、妊娠・出産・育児に関する制度を紹介する。 (福祉課) 介護保険申請時に制度説明を行う。要望により部落への出前説明会を実施する。
		・町内企業等を対象にした健康づくり出前講座	町民	健康対策課	25～29	H25.7、 H26.2	町内事業所の要請に基づき、保健師・栄養士、医師等を派遣しての出前講座事業を行った。 【実施講座及び参加者数】 ・がん予防(1事業所):50名 ・食生活(2事業所):27名 ・ロコモ予防(1事業所):40名	通年	町内事業所の要請に基づき、保健師・栄養士、医師等を派遣しての健康づくり出前講座事業を実施する。
⑤	・子育てに関わる地域活動の支援	・子育て支援センターでの研修会開催	保護者等	町民生活課	25～29	通年	5カ所の子育て支援センターで開催した。	通年	5カ所の子育て支援センターで開催する。

施策の方向(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・男女共同参画に立った啓発の促進	・ワーク・ライフ・バランス等の広報啓発	町民	社会教育課	25～29		未実施	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。
②	・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し啓発	・ワーク・ライフ・バランスについての広報啓発	町民	社会教育課	25～29		未実施	通年	各講演会等の時に、ワーク・ライフ・バランスチラシ等を配布する。

■基本テーマ3 だれもが健康で安心して暮らせる環境の整備

●重点目標7 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 高齢者福祉計画、障がい福祉計画の推進(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・高齢者の社会参加活動の促進	・シルバー人材センター運営支援	高齢者	福祉課	25～29	7月・9月・12月	シルバー人材センター運営補助金交付を行った。(500万/年)	7月・9月・12月	シルバー人材センター運営補助金を3回に分けて交付する。
		・介護保険・高齢者福祉計画の推進	高齢者	福祉課	25～29	10月	第5期介護保険事業計画の検証した。	7月～11月	第6期介護保険事業計画策定する。
		・介護予防教室の実施	高齢者	福祉課	25～29	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれを週1回」、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内17会場で開催。参加者延「はればれ」3,380人、「いきがい」1,450人	通年	閉じこもり、認知症、転倒予防を目的に介護予防教室「はればれを週1回」、「いきがい」を2週に1回、それぞれ2時間程度実施。町内17会場で開催予定。
		・サークル活動支援事業の実施	高齢者	福祉課	25～29	4月・8月・12月	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を支払う。サークル数65サークル。	4月・8月・12月	65歳以上の高齢者5人以上で活動するグループに月額2,000円の活動費を支払う。サークル数69サークル。
		・活動拠点の整備及び利用促進	高齢者	福祉課	25～29	通年	コーディネーター2名配置	通年	コーディネーター2名配置
		・老人クラブ女性リーダー交流会支援	老人クラブ女性リーダー	福祉課	25～29	11月11日	市町村老老連女性リーダー研修会に参加した。	7月	市町村老老連女性リーダー研修会に参加予定。
②	・総合的な障がいのある人の施策の推進	・琴浦町障害者計画の推進	町民	福祉課	25～29	通年	必要な福祉サービスを支給決定。障がい福祉サービス、実利用者189人	通年	必要な福祉サービスの支給と決定。
③	・介護における男女共同参画意識の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	H26.2.22	体験発表、DVD鑑賞、寸劇、公演などの内容で開催。参加者372名	H27.3.7開催予定	体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施予定。
④	・認知症への理解の啓発	・認知症を支えるまちづくりフォーラム開催	町民	福祉課	25～29	H26.2.22	体験発表、DVD鑑賞、寸劇、公演などの内容で開催。参加者372名	H27.3.7開催予定	体験発表、講演会、認知症落語などの内容で実施予定。
		・企業に認知症サポーターを養成する ・小・中学校にキッズサポーターを養成する ・地域住民に認知症サポーターを養成する	町内事業所 小・中学校 地域住民	福祉課	25～29	通年	小学校、地域、事業所等で認知症サポーター養成講座を開催。年間開催回数12回。総参加人数419人	通年	小・中学校、地域、事業所等で認知症サポーター養成講座を開催。
		・認知症予防検診「ひらめきはつらつ教室」の開催	町民	福祉課	25～29	5月～10月	65歳以上の要介護認定未申請の方を対象に旧赤碓地区30会場で開催。認知症予防の講話、琴浦体操、レクリエーション、タッチパネル検査を行った。参加者299名。	9月～12月	琴浦町在住で、要介護・要支援認定を受けていない方。町内各地区公民館で12回開催予定。認知症紙芝居、介護予防体操、レクリエーションを行う。

⑤	・男性の家族介護者教室の開催	・家族介護者教室開催及び男性参加推進	町民	福祉課	25～29	通年	要介護高齢者を在宅で介護する家族や介護経験者を対象に毎月1回開催。参加人数延76名	通年	要介護高齢者を在宅で介護する家族や秋後経験者を対象に毎月1回開催。
---	----------------	--------------------	----	-----	-------	----	---	----	-----------------------------------

施策の方向(2) ひとり親家庭に対する支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・ひとり親家庭の生活安定と自立支援	・県母子家庭等対策総合支援事業推進	ひとり親家庭	福祉課	25～29	通年	高等技能訓練促進費活用1件	通年	高等技能訓練促進費の活用、継続1件。
		・町・県営住宅優先入居制度の実施	ひとり親家庭	建設課	25～29	通年	1次募集で優先入居制度を実施した。	通年	1次募集で優先入居制度を実施する。
		・入学支度金の支給	ひとり親家庭	福祉課	25～29	4月、5月	小・中学校入学者に対し1万円支給(支給要件有)対象者21件	4月、5月	小・中学校入学者に対し1万円支給(支給要件有)対象者24件。

施策の方向(3) 在住外国人の支援(新規)

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・国際交流やボランティア活動への支援	・国際交流協会との連携	町民	商工観光課	25～29		未実施		国際交流協会に対して、よりん彩人材バンク情報・図書情報等の情報提供を行う。
②	・外国人が暮らしやすい環境整備	・外国語の母子手帳の交付対応	町民	健康対策課	25～29	通年	外国語(英語・タイ語・韓国語)／日本語併記の母子手帳を設置した。(利用実績無し。)	通年	外国語(英語・タイ語・韓国語・中国語)／日本語併記の母子手帳の交付対応する。
		・リーフレット等の多国語対応及び、関係機関と連携してのDV等諸問題への対応	町民	町民生活課	25～29	通年	財団からのリーフレットを紹介した。	通年	財団からのリーフレットを紹介する。
		・日本語クラスの開催	在住外国人	町民生活課	25～29	5～8月 10～1月	前期・後期の2期、毎週水曜日に開催した。ボランティアの方と日本語を学習し、コミュニケーションを図りながら言葉の習得支援を実施した。	5～10月	毎週水曜日開催する。ボランティアの方と日本語を学習し、コミュニケーションを図りながら言葉の習得支援を実施する。
		・在住外国人交流事業の実施	在住外国人	町民生活課	25～29	5月～2月	交流のつどい、交流広場として5回開催した。日本語文化に触れる機会を設けた。	5月～2月	交流のつどい、交流広場として開催する。日本語文化に触れる機会を設ける。
③	・国際感覚を身に付ける学習機会の提供	・韓国語講座の開催	町民	商工観光課	25～29	通年	国際交流員により入門・初級・中級の講座を開催した。	通年	国際交流員により入門・初級・中級の講座を開催する。
		・外国語指導助手による外国語指導及び外国文化体験を通じた国際交流感覚の涵養	児童・生徒	教育総務課	25～29	通年	外国語指導助手を活用し、国際交流感覚の涵養を図った。	通年	外国語指導助手を活用し、特別活動、総合的な学習の連携による国際理解教育を行う。

●重点目標8 あらゆる暴力の根絶

施策の方向(1) あらゆる暴力を許さない社会づくり

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・女性に対する暴力防止への社会的認識の徹底・推進	・公民館等での講演会の開催	町民	社会教育課	25～29	6/14	下郷・上郷地区公民館と連携して講演会を開催した。 ・テーマ 暴力のない地域づくり ～わたしにもあなたにもできること～ ・講師 e・らば繁原美保さん ・参加者 68名		※東伯文化センターが学習機会を設定される予定。
		・相談窓口の設置及び広報による啓発	町民	町民生活課	25～29	通年	『広報ことうら』に毎号窓口を掲載した。	通年	『広報ことうら』に毎号窓口を掲載する。
②	・DV被害対応マニュアルの充実	・DV関係機関相談対応マニュアルの活用	町民	町民生活課	25～29	通年	相談時にマニュアルを活用して対応した。	通年	相談時にマニュアルを活用して対応する。
③	・DVに対する予防と認識の啓発	・要保護対策地域協議会と連携したパープルリボンの啓発活動の実施	町民	町民生活課	25～29	11月	・街頭キャンペーンに協力した。 ・保育園クラス懇談会でPRした。	11月	ペアレントトレーニング等でリーフレットを配付しPRする。
		・町広報誌に啓発記事を掲載	町民	町民生活課	25～29	11月	『広報ことうら』11月号で関連記事を掲載した。	11月	『広報ことうら』11月号に関連記事を掲載する。
		・児童生徒に対する教育	児童・生徒	教育総務課	25～29		県中部で開催されたDV予防啓発支援員及びDV被害者支援関係職員研修会に教員が参加することで、児童生徒への指導力を高めた。		中部圏域で開催されるDV予防啓発支援員及びDV被害者支援関係職員研修会へ教職員を派遣し、児童生徒への指導力を高める。

施策の方向(2) 被害者及び加害者に対する相談・支援体制の充実

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・公的相談機関と民間支援団体との連携	・中部地区ネットワーク会議への参加	町民	町民生活課	25～29	通年	中部地区DVネットワーク会議参加し情報共有した。	通年	中部地区DVネットワーク会議参加し情報共有する。
②	・支援体制の充実	・相談窓口の設置及び関係機関への紹介	町民	町民生活課	25～29	通年	窓口を町民生活課に設置し、ネットワーク会議の関係機関に紹介した。	通年	窓口を町民生活課に設置し、ネットワーク会議の関係機関に紹介する。
		・要保護児童対策地域協議会と連携した個別支援会議の開催	町民	町民生活課	25～29	必要時	個別支援会議の中で、DVの視点に立って協議した。	必要時	個別支援会議の中で、DVの視点に立って協議する。
		・県の相談機関(心と女性の相談室・よりん彩)、及び県の実施している24時間電話相談体制を毎月広報。	町民	町民生活課	25～29	通年	『広報ことうら』に毎号窓口を掲載した。	通年	『広報ことうら』に毎号窓口を掲載する。

●重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の身体と心の健康づくりの推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・健康管理の支援・相談体制の整備	・国保特定検診・後期高齢者健康診査受診啓発・健康指導	町民	健康対策課	25～29	通年	健診対象者4,124人全てに受診券配布するとともに、未受診者に対し受診勧奨通知を送付した。	通年	受診券の配布時、セット検診実施時期、セット検診終了時など時期に合わせた受診勧奨を行う。
		・健康ことうら計画の推進	町民	健康対策課	25～29	通年	健康づくり推進委員会を年3回開催し、計画の推進方法の検討及び進捗状況の確認を行った。	通年	健康づくり推進委員会において、計画の推進等を協議する。
		・健康づくりウォーキング事業	町民	健康対策課 社会教育課	25～29	9月 5～8・9～ 12・1～3月	(健康対策課) ノルディックウォーク指導員養成講座を開催。公認指導員6人を養成した。 (社会教育課【総合体育館】) 元気体操教室「ノルデック ウォーキング教室」を行った。	通年 5～8・9～ 12・1～3月	(健康対策課) ノルディックウォーク体験会を開催する。 ノルディックウォーク指導員養成講座を開催する。 公民館活動等への体験会開催に向けた協議等を行う。 (社会教育課【総合体育館】) 元気体操教室「ノルデック ウォーキング教室」を行う。
		・子宮・胃・大腸・乳・肺・前立腺がん検診の実施	町民	健康対策課	25～29	5月～1月	平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(年2日) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～1月)	5月～2月	・集団セット検診等を実施する。 平日集団セット検診(年14日) 休日集団セット検診(年3日) 補足集団セット検診(年1日) 医療機関委託検診(胃・子宮・乳)(7月～2月) ・胃がん検診個人負担金を引き下げる。 ・大腸がん検診・胃がん検診対象年齢引き下げる
		・子宮頸がん予防接種助成事業の実施	生徒	健康対策課	25～29	通年	50人に予防接種を実施。6月より積極的接種勧奨を差し控えている。	通年	積極的勧奨差し控え中であり、接種希望者に接種券を発行し対応する。
		・健康相談会、健康教室の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	定例・随時健康相談会の実施及び健康教室を開催した。(参加者総計3,823名) (定例健康相談会) ・会場 東伯文化センター・いきいき健康センター ・回数 各会場とも6回 (随時健康相談会) ・回数 20回(健康教室開催時に同時開催されたものを含む) (健康教室)・回数 144回	通年	・定例・随時健康相談会を実施する。 ・健康づくり講演会、部落等健康教室を開催する。
		・男性対象の料理教室開催	男性	社会教育課 健康対策課	25～29	通年	(社会教育課) 7地区公民館にて、男性を主な対象とする料理教室を開催した。 (健康対策課) 指導者として食生活改善推進員を派遣した。	通年	(社会教育課) 町内各地区公民館で、男性を対象にした料理教室を開催する。 (健康対策課) 指導者として食生活改善推進員を派遣する。
		・心と身体の健康相談実施	町民	健康対策課	25～29	通年	定例健康相談と同時開催した。 ・会場 東伯文化センター・回数 6回 (心の相談実績なし)	通年	定例健康相談と同時開催する。 (会場:保健センター)
		・ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人のこと)養成研修の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	健康づくり推進員、食生活改善推進員等を対象にゲートキーパー養成研修を行った。:2回	通年	各地区を対象とした講演会、健康教育を要望に応じて行う。
		・よりよい睡眠、うつ予防に関する健康教育の実施	町民	健康対策課	25～29	通年	各地区、団体等を対象に健康教育を行った。:6回	通年	要望に応じて、各地区・団体等を対象に健康教育を行う。

施策の方向(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・性教育の推進	・学校教育における性教育の充実	児童・生徒・保護者	健康対策課 教育総務課	25～29	通年 1月17日	(健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」を開催した。 (教育総務課) 学習指導要領に基づいて、特別活動・保健体育授業等の時間を中心に生命と性の尊さについての学習を行った。	通年 時期未定	(健康対策課) 両中学校で3年生と保護者を対象とした「性教育講演会」の開催予定。 (教育総務課) 学校教育全体を通じて、生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持ち、自己の性と健康管理が自分で出来るように、性に関する健全な意識の醸成を図る。
②	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念に関する普及・啓発	・赤ちゃん訪問時に啓発	町民	健康対策課	25～29	随時	赤ちゃん訪問時に妊娠、出産、避妊など家族計画についてパンフレットを用いて啓発した。	随時	・赤ちゃん訪問時に啓発する。
		・公民館等での講演会の実施	町民	社会教育課	25～29	5/23	安田地区公民館・安田小学校と連携して講演会を開催した。 ・テーマ 誰も教えてくれないシジュンキの話 ・講師 ミオ・ファティリティ・クリニック看護師 葉山美紀子さん ・参加者 50名	6/13	八橋・浦安・上郷・下郷・古布庄地区公民館と連携して講演会を開催する。

施策の方向(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・性感染症等防止対策の推進	・ホームページ等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	6月・12月	ホームページ、町報にて情報提供した。	6月・12月	ホームページ、町報にて情報提供する。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	通年	特別活動、保健体育授業の時間を中心に学習指導を行った。	通年	特別活動、保健体育授業の時間を中心に学習指導を行う。
		・成人式で新成人にパンフレット等の配布	新成人	健康対策課	25～29	1月	成人式にエイズ予防啓発のパンフレットの配布した。	1月	成人式にエイズ予防啓発のパンフレットを配布予定。
②	・薬物乱用防止対策の推進	・防災無線等での情報提供	町民	健康対策課	25～29	随時	ポスター掲示した。	随時	ポスター掲示する。
		・保健体育授業における指導、講演会の開催	生徒	教育総務課	25～29	通年	広報リーフレット等を配布することで薬物乱用防止対策の推進を図った。	通年	薬物乱用防止教育研修会へ参加し、指導力を高めるとともに、啓発リーフレットを配布し、薬物乱用防止対策の推進を図る。

■プランの推進体制充実のための具体的施策

第2次 NO	具体的施策	実施計画				平成25年度実施状況		平成26年度の具体的取り組み	
		取組内容	主たる施策対象	担当課	実施予定年度	実施時期	実施内容	実施時期	実施内容
①	・本町行政内の男女共同参画行政推進体制の確立	・町男女共同参画行政推進会議の設置及び開催	町	企画情報課	25～29	H25.11.7 H26.1.21	行政推進会議を開催し、2次プラン実施計画を作成した。		2次プラン実施計画に基づき年間事業計画を作成し、男女共同参画推進を円滑に進める。
		・職員の意識改革と資質向上のための研修会開催(年1回以上行う)	町職員	総務課 企画情報課	25～29	H26.1.17	(総務課) 実施無し (企画情報課) 職員研修の一環として、「関西広域で考える男女共同参画フォーラム」に参加。	秋頃	職員を対象とした研修会を開催する。
②	・町民・事業者等との協力と連携の推進	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	町民等	全課	25～29	通年	必要に応じて連携した。	通年	必要に応じて連携していく。
③	・進捗状況の把握	・男女共同参画行政推進会議により、町プラン及び本実施計画についての、 ○進捗状況の把握 ○施策効果の検証・評価を毎年度行う。	町	企画情報課	25～29		未実施	H26.11～ H27.3月	・オータムレビュー時期にプラン及び本実施計画についての進捗状況を把握する。 ・1月頃から行政推進会議にて施策効果の検証・評価を行い、次年度の取組に反映させる。
		・上記にて把握された具体的施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標の公表	町民	企画情報課	25～29		未実施	H27.4月	施策の進捗状況及びプランの進捗に係る主要指標を公表する。
		・上記にて把握された進捗状況の男女共同参画審議会への報告及び意見聴取	男女共同参画審議会	企画情報課	25～29		未実施	H27.3月	年度末に施策及びプランの進捗状況を報告し、意見を聴取する。
④	・国・県及び他の市町村との連携	・町プラン及び本実施計画に基づいて必要に応じて連携推進	国・県等	全課	25～29	通年	必要に応じて連携した。	通年	必要に応じて連携していく。